

## テーマ 1 情報公開（公文書の開示等）

## 1 制度等の概要

本県では、県政に対する県民の理解と信頼を一層深めるため、平成 5 年 1 月から「山形県公文書公開実施要綱」に基づき、県が保有する公文書の公開を実施してきたが、「公文書の開示を求める県民の権利とこれに応じる県の義務」を定めることにより「県政について説明する県の責務」が全うされ、「県民の県政に対する適正な評価の確保と参加の促進」を図るため、平成 9 年 1 2 月に「山形県情報公開条例」を制定し、それに基づき情報公開を行っている。

## (1) 目的（第 1 条）

県の保有する情報を提供することにより、県民の県政に対する適正な評価を得て、県政への参加を促す。

## (2) 実施する機関（第 2 条第 1 号）

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者、県が設立団体である地方独立行政法人（山形県・酒田市病院機構、公立大学法人山形県立保健医療大学、山形県公立大学法人（米沢栄養大学、米沢女子短期大学））

## (3) 対象となる情報（第 2 条第 3 号）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、その他の記録媒体（※）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有するもの

（※） フィルム、コンピュータ用磁気テープ、FD、HD、ビデオテープ、録音テープ、録音ディスクなど

## (4) 開示請求権者（第 4 条）及び実施機関の開示義務（第 5 条）

何人も、原則として実施機関が保有する全ての公文書の開示を請求可能（請求を受けた実施機関は、一定の不開示情報がある場合を除き、請求に係る公文書を開示しなければならない。）

## (5) 不開示情報（第 6 条）

## 第 1 項

- ①法令秘情報：法令等により公にしてはならないとされている情報
- ②個人に関する情報：特定の個人が識別され得る情報
- ③法人等に関する情報：経営上のノウハウ等法人等の正当な利益を害するおそれがある情報
- ④公共安全維持情報：人の生命保護や犯罪の予防・捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑤意思形成過程情報：審議等の中で、公にすると混乱を生じさせる等のおそれがある情報
- ⑥行政執行情報：開示すると事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報
- ⑦国等関係情報：開示すると国や市町村との協力・信頼関係を損なうおそれのある情報

## 第 2 項

- 存否応答拒否：公文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報の規定により保護される利益が侵害されることとなる場合がある情報

(6) 決定までの期間（第7条）

開示請求があった日から起算して15日以内に開示・不開示等を決定し、通知する。ただし、事務処理上の困難等がある場合は延長も可。

■開示方法・手数料（第10条）

1 公文書の閲覧・視聴	無 料		
2 公文書の写しの交付			
(1) 白黒コピー（1枚）	10円	(5) DVD+R（1枚）	160円
(2) カラーコピー（1枚）	50円	(6) ビデオテープ（1巻）	190円
(3) FD（1枚）	70円	(7) 録音カセットテープ（1巻）	150円
(4) CD-R（1枚）	80円		

## 2 現状

(1) 開示・不開示の判断

情報公開条例、「条例の趣旨及び解釈」（部長通知）などにより判断する。

(2) 他都道府県の不開示情報

条例に規定する不開示情報については、他都道府県の条例の不開示情報と大きな違いはない。

(3) 28年度実績

【請求件数：652件】

決定等		件 数	決定の割合
決 定	全部公開	504	81.8%
	一部公開	110	17.9%
	不開示	2	0.3%
	小 計	616	100.0%
不 存 在		8	—
取 下 げ		28	—
計		652	—

※取下げの理由としては、対象公文書が存在しないことを確認した場合や、他の方法で取得できた場合などがある。

(4) 一部開示及び不開示とした理由の内訳（山形県情報公開条例第6条第1項及び第2項）

		不開示項目	件数	割合	備考
I	①	法令秘情報	2	1.8%	
	②	個人に関する情報	73	65.2%	
	③	法人等に関する情報	69	61.6%	
	④	公共安全維持情報	0	0.0%	
	⑤	意思形成過程情報	5	4.4%	
	⑥	行政執行情報	39	34.8%	
	⑦	国等関係情報	0	0.0%	
II		存否応答拒否	2	1.8%	不開示の2件が該当
		計	190	169.6%	
一部開示と不開示の合計			112		

※「割合」は、(3)の一部開示と不開示の合計112件に対する割合。

※不開示項目の件数は、1件の請求について同じ項目が複数個所あっても1件とカウントしている。

### 3 検証、見直しの視点

- (1) 不開示情報の基準
- (2) (運用) 不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証
  - ①法人等情報の具体的な範囲
    - ・どのような情報の開示が、法人等の正当な利益を害することになるのか。  
(経営方針、取引先、技術、入札実績等)
  - ②意思形成過程の範囲
    - ・審議会等でどの部分を開示すると意思形成に影響するのか。  
(委員の氏名、発言者の氏名、審議内容・結果、将来的な影響の観点)
  - ③行政執行情報の範囲
    - ・どのような情報の開示が、事務・事業(将来の同種の事務・事業も含む。)の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるか。  
(業務委託の積算資料や用地補償の交渉経過等)
- (3) 開示対象情報
  - ・現在、開示対象としている文書以外に開示対象とするべきものがあるか。

### 4 見直しの方向性

- (1) 不開示情報の基準
  - 《考え方》
    - ・本県の情報公開条例に不開示情報として規定されている「法令秘情報」、「個人情報」、「法人等情報」、「公共安全維持情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」については、他都道府県の情報公開条例でも規定されているが、「国等関係情報」は本県のほかは3道県しか規定されていない。
    - ・「国等関係情報」を規定していない都府県では、「意思形成過程情報」と「行政執行情報」の箇所において、国や他の地方公共団体等の意思形成過程や行政執行に支障を及ぼす場合は不開示情報としている。
    - ・東北他県では「国等関係情報」を規定しているところではなく、機関委任事務の廃止(平成12年)に合わせて「国等関係情報」の見直し(廃止)を行った模様であり、本県でも「国等関係情報」を積極的に残しておく理由はない。

#### 山形県情報公開条例第6条第1項第7号

実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人(当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。)に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

#### 《方向性》

- ・他都道府県の条例を参考に「国等関係情報」の廃止を含めた条例改正を検討していく。

- (2) (運用) 不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証

#### 《考え方》

- ・「法人等情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」の開示・不開示の判断の参考としているものの例は次の表のとおりで、これも参考にしながら開示・不開示の判断をしている。
- ・平成24年度から平成28年度までの実績を見ると、不服申立ては取下げを除けば0件である。平成29年度は12月末までに審査請求が1件、行政事件訴訟が1件出されている

ものの全体としての件数は少ない。

(※) 開示されたことによって不利益を被ったとして訴えられた例は過去にはない。

- ・不開示情報は社会情勢の変化等により変わる可能性があるため、常に研究が必要である。

【開示・不開示の判断の参考例】

不開示項目	判断の参考例
法人等情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・営業秘密等、開示すると法人等の権利利益を害するおそれがないか</li><li>・生産技術上又は販売上の情報などで、開示することにより、法人等の事業活動が不当に損なわれるおそれがないか</li><li>・経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがないか</li><li>・法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがないか</li></ul>
意思形成過程情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政内部で審議中の案件又は内容の確認を終了していない資料等で、開示することにより、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがないか</li><li>・調査若しくは試験研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、開示することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがないか</li><li>・行政内部の会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由闊達な意見又は情報の交換が損なわれるおそれがないか</li></ul>
行政執行情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・開示することにより、事務・事業を実施する目的を失わせるおそれがないか</li><li>・開示することにより、経費の増大、実施時期の遅延など、事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないか</li><li>・開示することにより、特定のものに不当に利益又は不利益を与えるおそれがないか</li><li>・開示することにより、反復され、若しくは継続される事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないか</li></ul>

《方向性》

- ・「法人等情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」以外のものも含めて、開示・不開示の判断については、今後も判例や、他都道府県の状況などの情報を収集し、適切な判断ができるように研究していく。

(3) 開示対象情報

《考え方》

- ・「テーマ2 文書管理」において、文書の定義や管理の方法（電子文書を含む）のあり方を検討する。

《方向性》

- ・文書管理規程の見直しを踏まえ、情報公開条例の対象となる公文書についても明確にしていく。

情報公開条例に基づく開示請求に係る不服申立ての状況

(1) 内容等

番号	異議申立年月日	請求の内容	担当課	原決定		情報公開・個人情報保護審査会		決定年月日 決定内容
				年月日 内容	理由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
1	H11.1.21	10年7～8月の知事交際費に関する支出関係文書	総務部総務課	H10.11.27 一部開示	個人情報 法人等情報 行政執行情報	H11.1.26 諮問 H11.7.1 答申	前渡資金出納簿の支出項目、相手方(団体)の一部、債権者情報(住所・名称)等は開示	H11.7.9 一部認容
2	H12.2.10	10年7月～11年3月の教職員に係る懲戒処分辞令案及び処分事由説明書案及び10年懲戒処分状況	教育委員会	H12.2.2 一部開示	個人情報 行政執行情報	H12.2.16 諮問 H13.1.16	「懲戒処分状況」の一部事案に係る身分のうちの職の種類は開示	H13.1.30 一部認容
3	H12.12.4	置賜総合病院の売店選定許可に係る各申請者から提出された企画提案書、その概要及び審査の状況	医務福祉課	H12.11.17 却下	公文書不存在	—	—	(H12.12.15) (取下げ)
4	H13.1.15	〇〇〇〇から県に提出された県内における採石事業に係る認可申請書類一式	庄内総合支庁	H13.1.9 一部開示	個人情報 法人等情報	—	—	H13.2.21 認容 業務管理者の1日当たりの職務専念時間を開示
5	H13.7.17	平成11年度に支出した山形県議会の会派政務調査費(県政調査研究交付金)に関する交付申請書、支出金調書、実績報告書(決算報告書)及び領収書	出納局	H13.5.23 却下	公文書不存在	H13.8.3 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
6	H13.7.17	山形県議会が平成11年1月1日から平成13年3月31日までの間実施した県議会議員及び随員職員の国外(海外)出張に関する旅費請求書、旅行命令簿、支出票及び復命書	出納局	H13.5.23 却下	公文書不存在	H13.8.3 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
7	H13.7.17	平成12年8月から同年10月に実施した県警総務課職員の出張に関する旅行命令簿、旅費請求書並びに復命書及び添付書類	出納局	H13.5.23 却下	公文書不存在	H13.8.3 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
8	H13.7.17	最上地方事務所農村整備課が所管した工事施工に係る平成11年1月1日から平成13年4月15日の間に実施した入札についての入札結果調書及び予定価格書	農村計画課	H13.5.23 一部開示	個人情報	H13.7.26 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
9	H13.7.17	新庄土地改良事務所が所管した工事施工に係る平成11年1月1日から平成13年4月15日の間に実施した入札についての入札結果調書及び予定価格書	農村計画課	H13.5.23 一部開示	行政執行情報	H13.7.26 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却

番号	異議申立年月日	請求の内容	担当課	原決定		情報公開・個人情報保護審査会		決定年月日 決定内容
				年月日 内容	理由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
10	H14.6.10	出張旅費の返納金及び当該遅延利息の納入に係る調査・検討報告書、知事の決裁文書、納入請求に関する文書（納入通知書、領収済通知書等）	土木部管理課	H14.4.17 一部開示	個人情報	H14.6.26 諮問 H14.12.26 答申	納入義務者の旧所属名を開示すべき	H15.1.15 一部認容
11	H15.4.15	旅費執行状況調査報告作成に関する書類	新行財政システム推進課	H15.2.17 一部開示	個人情報 法人情報 行政執行情報	H15.5.15 諮問 H16.6.1 答申	不開示部分のうち、特定の個人が識別される情報であっても、慣行として公にされている部分は開示すべき	H16.6.4 一部認容
12	H15.4.15	交通取締り時の対応に対する苦情申出に関する調査結果報告書	公安委員会	H15.2.17 一部開示	個人情報 行政執行情報	H15.5.23 諮問 H16.1.27 答申	不開示部分のうち特定の個人が識別され得ない部分は開示すべき	H16.2.12 一部認容
13	H15.4.15	交通取締り時の対応及び公安委員会の電話対応に対する苦情申出に関する調査結果報告書	公安委員会	H15.2.17 一部開示	個人情報 行政執行情報	H15.5.23 諮問 H16.1.27 答申	不開示部分のうち特定の個人が識別され得ない部分は開示すべき	H16.2.12 一部認容
14	H15.4.15	交通取締り時の対応及び公安委員会の電話対応に対する苦情申出に関する調査結果報告書	公安委員会	H15.2.17 一部開示	個人情報 行政執行情報	H15.5.23 諮問 H16.1.27 答申	不開示部分のうち特定の個人が識別され得ない部分は開示すべき	H16.2.12 一部認容
15	H15.7.7	県公立学校教員選考試験問題	教育委員会	H15.7.4 開示請求 却下	請求権無 (利害関係)	H15.8.1 諮問 H16.6.1	実施機関の決定は妥当	H16.6.28 棄却
16	H17.1.14	職員の旅費相当額等の納入に関する書類	管理課	H16.11.16 一部開示	個人情報	H17.1.21 諮問 H17.10.21 答申	不開示部分のうち、「納入者の市町村名までの部分」は開示。	H17 一部認容
17	H17.2.7	捜査報償費の支出に関する書類	公安委員会	H16.12.13 一部開示	個人情報 公共安全維持 情報	H17.3.11 諮問 H18.3.27 答申	実施機関の決定は妥当	棄却
18	H17.2.7	捜査報償費の支出に関する書類	公安委員会	H16.12.13 一部開示	個人情報 公共安全維持 情報	H17.3.11 諮問 H18.3.27 答申	不開示部分のうち、「月別の金額等（個別の支払いの金額が判別される場合を除く。）」は開示	一部認容
19	H17.8.17	地方バス対策費に関する文書	管理課	H17.5.26 一部開示	個人情報 法人等情報	—	—	(H17.9.1) 却下 不服申立て できる期間を 経過し不適 法である

番号	異議申立年月日	請求の内容	担当課	原決定		情報公開・個人情報保護審査会		決定年月日 決定内容
				年月日 内容	理由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
20	H18.3.9	県立病院の清掃業務委託に関する仕様書、積算書	県立病院課	H18.2.27 一部開示	個人情報 行政執行情報	H18.3.31 諮問 H18.9.1 答申	実施機関の決定は妥当	H18.9.15 棄却
21	H18.4.25	公正取引委員会から知事あてに発出された鋼橋上部工事の発注状況に関する報告依頼書並びに、それについての知事から公正取引委員会に提出された報告書及び添付資料一式	建設企画課	H18.3.24 一部開示	国等関係情報	H18.6.6 諮問 H19.1.23 答申	一部開示決定を行った時点における実施機関の判断は不適切とまでは言い切れないが、現時点において開示すべきである	H19.3.22 認容
22	H18.7.3	山形県内〇〇市に係る、昭和〇年〇月の国から〇〇あての売払い文書及び昭和〇年〇月の〇〇から国が買収したときの契約文書	農村計画課	H18.6.5 一部開示	個人情報	H18.7.4 諮問 H19.1.23 答申	公文書の不開示部分のうち、特定の個人を識別するとは言えない部分については開示すべきである	H19.1.26 一部認容
23	H18.11.2	中小河川改良工事に係る丈量図等	村山総合支庁 用地課	H18.10.6 一部開示	個人情報	H18.11.29 諮問 H19.7.12 答申	公文書の不開示部分のうち、公にされ、又は公にすることが予定されている部分については開示すべきである	H20.3.18 一部認容
24	H20.2.26	・公金管理の取扱実態に関する実地調査に係る一切の文書 ・公金管理実地調査検証委員会に係る一切の文書 ・山形県事務処理適正化委員会に係る一切の文書	改革推進課	H20.1.9 一部開示	個人情報 法人等情報 行政執行情報	H20.3.13 諮問 H21.3.25 答申	不開示部分のうち、公の情報と認められる部分は開示	H21 一部認容
25	H20.2.27	山形県教育委員会事務処理適正化委員会に係る一切の文書	教育庁総務課	H20.1.9 一部開示	個人情報 行政執行情報	H20.3.13 諮問 H21.3.25 答申	不開示部分のうち、公の情報と認められる部分は開示	H21 一部認容
26	H20.6.2	最上小国川ダムの平成20年度概算要求資料	河川砂防課	H20.4.18 一部開示	個人情報 法人等情報 意思形成過程 情報 行政執行情報	H20.6.19 諮問 H21.6.18 答申	公文書の不開示部分のうち、特定の個人が識別されない部分及び事実を記載した部分については開示すべきである。	H21.7.3 一部認容
27	H20.12.5	・県が所持している農業共済組合の果樹共済の書類 ・農業共済組合が行った調査の返答	農政企画課	H20.10.9 一部開示	個人情報 法人等情報	H21.1.14 諮問 H21.9.7 答申	公文書の不開示部分のうち、組合の正当な利益を害さない情報は開示すべきである。	H21.9.24 認容
28	H22.6.24	農業共済組合が行った調査結果及び調査票等	農政企画課	H22.4.7 一部開示	個人情報	H22.8.24 諮問 H23.4.18 答申	実施機関の決定は妥当	H23.5.6 棄却
29	H23.3.4	会計経理に関する調査関係資料	県警察本部	H23.1.7 一部開示	個人情報 法人等情報 行政執行情報	H23.4.7 諮問 H23.12.2 答申	実施機関の決定は妥当	H23.12.22 棄却

番号	異議申立年月日	請求の内容	担当課	原決定		情報公開・個人情報保護審査会		決定年月日 決定内容
				年月日 内容	理由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
30	H23.4.30	脳死患者からの臓器提供関係資料	病院事業局	H23.3.3 一部開示	個人情報 行政執行情報	H23.5.31 諮問 H24.3.5 答申	実施機関の決定は妥当	H24.3.21 棄却
31	H26.1.31	最上小国川の治水対策に係る比較資料	河川課	H26.1.23 不開示	行政執行情報	—	—	(H26.2.13) (取下げ)
32	H27.1.8	最上総合支庁建設部建設総務課所管工事実施設計書	最上総合支庁総務課	H26.12.24 開示	—	—	—	(H27.1.15) (取下げ)  決定通知書の文言が開示請求書に記載されたとおりでない等の理由での異議申立て

(2)決定等の内訳

年度	申立件数	不服申立てに対する決定等					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中
10年度	1		1				
11年度	1		1				
12年度	2	1				1	
13年度	5			5			
14年度	1		1				
15年度	5		4	1			
16年度	3		2	1			
17年度	2			1	1		
18年度	3	1	2				
19年度	2		2				
20年度	2	1	1				
21年度	0						
22年度	2			2			
23年度	1			1			
24年度	0						
25年度	1					1	
26年度	1					1	
27年度	0						
28年度	0						
29年度	1						1
合計	33	3	14	11	1	3	1

※件数は、不服申立てがあった日が属する年度に計上している。

(3)県が当事者となった訴訟

番号	訴えの提起	事件名	担当課	判決等	結果	備考
1	H11.3	公文書非公開処分取消請求事件	総務課	H14.4	原告敗訴	旅費に関する文書
2	H17.2	公文書非公開処分取消請求事件	管理課	H18.11	請求一部認容→原告控訴	旅費相当額及び遅延利息の請求に関する文書 二審で控訴人(原告)側の主張の大部分が認められた
	H18.12			請求一部認容(確定)		
3	H24.1	公文書一部開示決定処分に対する取消請求事件(農業共済調査結果)	農政企画課 団体指導室	H25.3	請求棄却→原告控訴	農業共済組合に関する文書
	H25.4			控訴棄却→原告上告		
	H25.8			上告却下(確定)		
4	H29.7	公文書一部非開示決定処分取消請求事件	学事文書課	—	—	私学の決算に関する文書

不開示情報に関する他都道府県の条例との比較

	所属団体名	不開示情報項目								その他
		法令秘情報	個人情報	法人等情報	公共安全維持情報	意思形成過程情報	行政執行情報	国等関係情報	公にしない任意提供の情報	
1	北海道	○	○	○	○	○	○	○		
2	青森県	○	○	○	○	○	○		○	法令秘と国の機関による指示情報は別建て
3	岩手県	○	○	○	○	○	○			
4	宮城県	○	○	○	○	○	○			衛生、交通等の規制等情報
5	秋田県	○	○	○	○	○	○		○	犯罪予防等と生命安全等は別建て
6	山形県	○	○	○	○	○	○	○		
7	福島県	○	○	○	○	○	○			
8	茨城県	○	○	○	○	○	○			
9	栃木県	○	○	○	○	○	○			
10	群馬県	○	○	○	○	○	○			
11	埼玉県	○	○	○	○	○	○		○	
12	千葉県	○	○	○	○	○	○			
13	東京都	○	○	○	○	○	○		○	特定個人情報、特定個人の死者情報
14	神奈川県	○	○	○	○	○	○		○	
15	新潟県	○	○	○	○	○	○			
16	富山県	○	○	○	○	○	○			
17	石川県	○	○	○	○	○	○		○	
18	福井県	○	○	○	○	○	○		○	犯罪予防等と生命安全等は別建て
19	山梨県	○	○	○	○	○	○			
20	長野県	○	○	○	○	○	○			
21	岐阜県	○	○	○	○	○	○		○	
22	静岡県	○	○	○	○	○	○			議会会派・議員活動情報（議会も実施機関に含まれる）
23	愛知県	○	○	○	○	○	○			
24	三重県	○	○	○	○	○	○			
25	滋賀県	○	○	○	○	○	○			
26	京都府	○	○	○	○	○	○		○	犯罪予防等と生命安全等は別建て
27	大阪府	○	○	○	○	○	○		○	
28	兵庫県	○	○	○	○	○	○			
29	奈良県	○	○	○	○	○	○			議会会派・議員活動情報（議会も実施機関に含まれる）
30	和歌山県	○	○	○	○	○	○			
31	鳥取県	○	○	○	○	○	○			小学校、中学校等の学力調査集計結果 政務活動費関係書類
32	島根県	○	○	○	○	○	○			
33	岡山県	○	○	○	○	○	○		○	
34	広島県	○	○	○	○	○	○		○	
35	山口県	○	○	○	○	○	○	○		合議制機関等会議情報
36	徳島県	○	○	○	○	○	○		○	
37	香川県	○	○	○	○	○	○		○	
38	愛媛県	○	○	○	○	○	○			
39	高知県	○	○	○	○	○	○		○	
40	福岡県	○	○	○	○	○	○		○	議会会派・議員活動情報（議会も実施機関に含まれる）
41	佐賀県	○	○	○	○	○	○	○		国等が経営する企業等の事業情報 犯罪予防等と生命安全等は別建て
42	長崎県	○	○	○	○	○	○			個人識別符号（号で独立して規定）
43	熊本県	○	○	○	○	○	○			議会会派・議員活動情報（議会も実施機関に含まれる）
44	大分県	○	○	○	○	○	○			
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○		○	
46	鹿児島県	○	○	○	○	○	○			
47	沖縄県	○	○	○	○	○	○			公共安全維持情報は、「公安委員会と警察本部長」とそれ以外が別建て

【資料の見方】

「法令秘情報」、「意思形成過程情報」等の不開示情報の項目は、都道府県により表現や規定の書きぶりが異なる場合があるが、上記資料は本県で使用している表現で整理し、条例に規定しているかどうかについても本県の規定に近いものを同種のものとして判断している。

【コメント】

「法令秘情報」、「個人情報」、「法人等情報」、「公共安全維持情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」については、全都道府県の情報公開条例において規定されている。

「国等関係情報」とは、「実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」である。

## 東北各県の「国等関係情報」の状況

県名	情報公開条例 制定時期	国等関係情報 の廃止の時期	国等関係情報の条文 (本県以外は当時の条文)
青森県	H11. 12. 24	H12. 4. 1 日から廃止	法律又はこれに基づく政令の規定により実施機関の権限に属する国、他の地方公共団体、その他公共団体（以下「国等」という。）の事務に関する情報であって、国等から開示してはならない旨の明示の指示があるもの
岩手県	H10. 12. 11	H11. 4. 1 から廃止	県の機関と国、県以外の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの (公文書公開条例に規定)
宮城県	H11. 3. 12	H11. 7. 1 から廃止	国又は地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関から協議、依頼等に基づいて作成され、又は取得された情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
秋田県	S62. 3. 13	H14. 4. 1 日から廃止	県の機関が国又は他の地方公共団体の機関と協力して行う事務又は県の機関が国等の機関から協議、委任、依頼等を受けた事務に関する情報であって、公開することが当該事務の条件若しくは趣旨に明らかに反することになり、又は国等との協力関係若しくは信頼関係を著しく損なうことになると認められるもの
福島県	H12. 3. 24	H12. 10. 1 日から廃止	県の機関と国、他の地方公共団体その他の公共団体又はこれらに類する公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に係る事務事業に関する情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの
山形県	H9. 12. 22	—	実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示することにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

平成28年度の情報公開条例に基づく開示の状況

		合計		開示	一部開示	不開示	小計	不存在	検討中	その他	開示率	一部開示率	不開示率	備考
		(単位)												
1	北海道	15,186	公文書	8,548	5,635	22	14,205	957	0	24	60.2%	39.7%	0.2%	
2	青森県	2,242	請求書	1,764	424	1	2,189	11	12	30	80.6%	19.4%	0.0%	
3	岩手県	2,863	請求書	1,952	618	23	2,593	55	49	166	75.3%	23.8%	0.9%	
4	宮城県	1,334	決定	834	244	4	1,082	44	0	208	77.1%	22.6%	0.4%	
5	秋田県	44,539	公文書	32,015	12,071	442	44,528	11	0	0	71.9%	27.1%	1.0%	
6	山形県	652	請求書	504	110	2	616	8	0	28	81.8%	17.9%	0.3%	その他28件は 取下げ。
		5,628	公文書	4,577	1,013	2	5,592	8	0	28	81.8%	18.1%	0.0%	
7	福島県	19,657	決定	8,158	10,687	17	18,862	795	0	0	43.3%	56.7%	0.1%	
8	茨城県	5,160	公文書	3,399	1,475	133	5,007	94	0	59	67.9%	29.5%	2.7%	
9	栃木県	12,407	公文書	11,425	880	13	12,318	89	0	0	92.8%	7.1%	0.1%	
10	群馬県	4,379	公文書	3,471	703	4	4,178	201	0	0	83.1%	16.8%	0.1%	不存在201件 は、取下げ、 存否応答拒 否、請求拒否 を含む。
11	埼玉県	5,806	決定	1,083	4,441	6	5,530	118	3	155	19.6%	80.3%	0.1%	
12	千葉県	9,274	公文書	3,253	5,245	256	8,754	460	0	60	37.2%	59.9%	2.9%	
13	東京都	10,771	決定	7,783	2,226	75	10,084	687	0	0	77.2%	22.1%	0.7%	
14	神奈川県	9,251	請求書	1,869	7,081	4	8,954	269	0	28	20.9%	79.1%	0.0%	
15	新潟県	2,108	請求書	1,163	754	5	1,922	82	6	98	60.5%	39.2%	0.3%	
16	富山県	5,913	公文書	1,723	3,516	353	5,592	308	0	13	30.8%	62.9%	6.3%	
17	石川県	3,442	公文書	1,349	1,670	12	3,031	245	0	166	44.5%	55.1%	0.4%	
18	福井県	8,233	公文書	2,938	5,231	44	8,213	0	0	20	35.8%	63.7%	0.5%	
19	山梨県	843	決定	185	512	59	756	53	0	34	24.5%	67.7%	7.8%	
20	長野県	9,458	公文書	5,249	3,158	545	8,952	481	0	25	58.6%	35.3%	6.1%	
21	岐阜県	1,661	決定	1,351	221	9	1,581	31	0	49	85.5%	14.0%	0.6%	
22	静岡県	6,139	決定	5,667	328	5	6,000	64	0	75	94.5%	5.5%	0.1%	
23	愛知県	160,001	公文書	114,952	40,377	2,343	157,672	1,365	0	964	72.9%	25.6%	1.5%	
24	三重県	9,322	決定	7,986	990	10	8,986	239	0	97	88.9%	11.0%	0.1%	
25	滋賀県	1,950	請求書	901	875	16	1,792	71	0	87	50.3%	48.8%	0.9%	
26	京都府	36,175	決定	34,226	1,630	5	35,861	261	0	53	95.4%	4.5%	0.0%	
27	大阪府	1,833	決定	909	707	26	1,642	177	0	14	55.4%	43.1%	1.6%	
28	兵庫県	3,560	公文書	1,060	1,887	121	3,068	77	0	415	34.6%	61.5%	3.9%	
29	奈良県	993	決定	404	447	5	856	68	0	69	47.2%	52.2%	0.6%	
30	和歌山県	5,567	公文書	2,609	2,754	53	5,416	49	0	102	48.2%	50.8%	1.0%	
31	鳥取県	147	請求書	106	31	0	137	8	0	2	77.4%	22.6%	0.0%	
32	島根県	2,690	公文書	1,867	586	6	2,459	190	0	41	75.9%	23.8%	0.2%	
33	岡山県	1,382	請求件数	852	433	7	1,292	66	0	24	65.9%	33.5%	0.5%	
34	広島県	1,254	決定	571	390	10	971	214	0	69	58.8%	40.2%	1.0%	
35	山口県	6,803	請求件数	4,871	1,429	94	6,394	0	77	332	76.2%	22.3%	1.5%	
36	徳島県	1,203	請求件数	512	406	9	927	235	0	41	55.2%	43.8%	1.0%	
37	香川県	2,232	請求書	1,899	283	2	2,184	8	0	40	87.0%	13.0%	0.1%	
38	愛媛県	2,010	請求件数	1,119	545	5	1,669	292	0	49	67.0%	32.7%	0.3%	
39	高知県	3,829	決定	2,996	503	9	3,508	139	0	182	85.4%	14.3%	0.3%	
40	福岡県	1,731	請求書	970	551	63	1,584	41	2	104	61.2%	34.8%	4.0%	
41	佐賀県	4,717	公文書	1,365	3,094	1	4,460	251	0	6	30.6%	69.4%	0.0%	
42	長崎県	708	請求書	245	299	17	561	80	0	67	43.7%	53.3%	3.0%	
43	熊本県	704	決定	390	176	4	570	43	0	91	68.4%	30.9%	0.7%	
44	大分県	4,028	公文書	1,566	2,160	19	3,745	262	0	21	41.8%	57.7%	0.5%	
45	宮崎県	5,344	決定	5,081	116	14	5,211	45	0	88	97.5%	2.2%	0.3%	
46	鹿児島県	912	請求件数	382	428	44	854	0	0	58	44.7%	50.1%	5.2%	
47	沖縄県	2,755	請求件数	1,823	668	31	2,522	152	0	81	72.3%	26.5%	1.2%	

【資料の見方】

- 1 各都道府県の情報公開条例に規定されている実施機関に対する開示請求に関する資料。
- 2 「開示率」欄は、「開示」/(「開示」+「一部開示」+「不開示」)により積算
- 3 「一部開示率」欄は、「一部開示」/(「開示」+「一部開示」+「不開示」)により積算
- 4 「不開示率」欄は、「不開示」/(「開示」+「一部開示」+「不開示」)により積算
- 5 四捨五入の関係で「開示率」、「一部開示率」、「不開示率」の合計が100%にならない場合がある。
- 6 「その他」欄は、取下げ、存否応答拒否、請求拒否となっているが他都道府県の詳細は不明。

【コメント】

開示率の割合でみると本県の開示率は他都道府県と比較して高くなっているが、積算の単位が請求書、公文書、決定など都道府県によって違っているため、一概には比較できない。

平成28年度の情報公開に係る不服申立ての状況

(単位:件)

		件数	認容	一部認容	棄却	却下	未決定	その他	備考
1	北海道	532	0	1	299	1	109	122	
2	青森県	2	0	0	2	0	0	0	
3	岩手県	1	0	0	0	0	0	1	
4	宮城県	3	0	0	0	0	3	0	
5	秋田県	1	0	0	0	0	1	0	
6	山形県	0	0	0	0	0	0	0	
7	福島県	2	0	0	0	0	2	0	
8	茨城県	5	0	0	0	0	4	1	
9	栃木県	2	0	0	0	0	2	0	
10	群馬県	21	0	2	14	0	5	0	28年度13+繰越8
11	埼玉県	5	0	0	1	0	4	0	
12	千葉県	191	0	0	0	0	191	0	
13	東京都	61	0	0	1	0	60	0	
14	神奈川県	16	1	1	4	0	9	1	その他は取下げ
15	新潟県	7	0	0	0	0	7	0	
16	富山県	2	0	0	0	0	2	0	
17	石川県	5	0	0	0	0	5	0	
18	福井県	11	0	0	6	0	5	0	
19	山梨県	4	0	0	0	0	4	0	
20	長野県	3	0	0	0	2	1	0	
21	岐阜県	11	0	0	3	0	8	0	28年度9+繰越2
22	静岡県	19	0	2	2	3	9	3	その他は取下げ
23	愛知県	234	0	0	0	1	210	23	
24	三重県	13	1	2	3	0	5	2	
25	滋賀県	24	0	0	0	4	0	20	
26	京都府	56	0	1	2	1	50	2	28年度22+繰越34
27	大阪府	10	0	0	0	0	10	0	
28	兵庫県	9	1	4	4	0	0	0	
29	奈良県	29	0	0	0	1	20	8	
30	和歌山県	4	0	0	2	0	2	0	
31	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	
32	島根県	23	0	0	0	0	23	0	
33	岡山県	4	0	1	2	0	1	0	
34	広島県	21	0	0	0	0	20	1	
35	山口県	8	0	0	0	0	8	0	
36	徳島県	51	0	0	1	1	49	0	
37	香川県	4	0	1	1	0	2	0	
38	愛媛県	7	1	3	1	0	2	0	
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	
40	福岡県	7	0	0	0	1	5	1	
41	佐賀県	1	0	0	0	0	0	1	
42	長崎県	3	0	1	0	0	0	2	その他は取下げ
43	熊本県	93	1	2	1	1	88	0	28年度6+繰越87
44	大分県	1	0	0	0	0	1	0	
45	宮崎県	4	0	0	0	1	3	0	
46	鹿児島県	3	0	0	0	0	3	0	
47	沖縄県	15	3	4	3	0	4	1	

【資料の見方】

- 1 「件数」は、28年度と過年度の繰越の合計となっている県がある。(群馬県、岐阜県、京都府、熊本県)
- 2 「その他」は取下げや、行政不服審査法が予定していない処理の仕方です。内訳等は不明。

【コメント】

本件の不服申立て件数は、取下げの案件を除くと、24年度から28年度までは0件となっている。

情報公開制度に基づく開示請求に関する不服申立ての状況

年度	申立件数	不服申立てに対する決定等					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中
10年度	1		1				
11年度	1		1				
12年度	2	1				1	
13年度	5			5			
14年度	1		1				
15年度	5		4	1			
16年度	3		2	1			
17年度	2			1	1		
18年度	3	1	2				
19年度	2		2				
20年度	2	1	1				
21年度	0						
22年度	2			2			
23年度	1			1			
24年度	0						
25年度	1					1	
26年度	1					1	
27年度	0						
28年度	0						
29年度	1						1
合計	33	3	14	11	1	3	1

※件数は、不服申立てがあった日が属する年度に計上している。

## 情報公開条例に係る不服申立ての概要

### 【資料の見方】

- ・「開示請求対象公文書」：不服申立ての対象となった公文書
- ・「不開示箇所」：開示請求対象公文書中の実施機関が不開示と判断した箇所
- ・「不開示理由」：不開示箇所についての実施機関の判断の理由
- ・「審査会結論」：実施機関の判断に対する審査会の結論  
 「○」開示が妥当  
 「△」一部開示が妥当  
 「×」実施機関の判断妥当（不開示妥当）
- ・「審査会の結論の概要」：不服申立てに関する諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会の結論の概要

### 1 知事交際関係（H11.1.21 申立て）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①支出票	一定の権限等を有する職員を除く職員の職名、氏名及び印影	個人情報	×
	支払内容	個人情報	△
		行政執行情報（渉外事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれ）	△
	債権者の住所、名称及び預金口座に関する事項	法人等情報	×
行政執行情報（渉外事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれ）		△	
②前渡資金出納簿	適用欄（支払先及び支払内容）	個人情報	△
		行政執行情報（渉外事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれ）	△
③請求書、領収書及び振込票	支払内容	個人情報	△
		行政執行情報（渉外事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれ）	△
	債権者の住所、名称及び預金口座に関する事項	個人情報	△
		法人等情報	×
		行政執行情報（渉外事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれ）	△
④支払証明書	支払先及び支払内容	個人情報	△

		行政執行情報(渉外事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれ)	△
<b>(審査会の結論の概要)</b>			
<p>1 前渡資金出納簿適用欄の「香典」、「生花」、「見舞金」、「会費等」、「その他」に区分された支出項目は、交際相手方が識別され得るとは認められず、個人情報に該当しない。支出項目を除いた部分に記載された支出項目に相当する情報についても個人情報に該当しない。</p> <p>支出項目及び支出項目に相当する情報を除いた前渡資金出納簿適用欄の「香典」、「生花」、「会費等」の相手方が個人である情報については、特定の個人が識別される情報であると認められ、個人情報に該当する。</p> <p>2 前渡資金出納簿に添付される領収書及び支払証明書は、1と同様の情報であるので、1の判断による。</p> <p>3 交際の相手方以外の債権者が発行した領収書、請求書、振込票及び支出票番号〇〇〇〇〇の支出票に記載された債権者の住所、名称に関する事項は、1において、支出項目について個人情報性該当なしとしているところであり、個人情報に該当しない。</p> <p>4 前渡資金出納簿適用欄の支出項目は、交際の相手方が識別されないと認められるので、交際事務の支障はないと判断し、<b>行政執行情報に該当しない</b>。支出項目を除いた部分に記載された支出項目に相当する情報についても<b>行政執行情報に該当しない</b>。</p> <p>支出項目及び支出項目に相当する情報を除いた前渡資金出納簿適用欄の「香典」、「生花」、「会費等」、「賛助金」に関する情報については、開示することにより交際事務に支障を及ぼすおそれがあることから行政執行情報に該当する。</p> <p>5 支出項目及び支出項目に相当する情報を除いた前渡資金出納簿適用欄に記載された情報のうち、災害を受けた姉妹県州の関係にある公共団体への「見舞金」は、自他との比較による不快、不信の念を抱くことが予想されず、知事の裁量を侵害するものでもない認められるので、交際事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので行政執行情報には該当しない。全国的に知名度の高いイベントに出場する団体に対しての激励は、相手方を開示しても知事の高度な裁量が侵害されるおそれはなく、交際事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので<b>行政執行情報には該当しない</b>。</p> <p>6 前渡資金出納簿に添付される領収書及び支払証明書は、4、5と同様の情報であるので、4、5の判断による。</p> <p>7 交際の相手方以外の債権者が発行した領収書、請求書、振込票及び支出票番号〇〇〇〇〇の支出票に記載された債権者情報は、4において、支出項目について行政執行情報の該当性なしとしているところであり、<b>行政執行情報に該当しない</b>。</p> <p><b>【一部認容】</b></p>			

## 2 県教委職員の懲戒処分の関係書類 (H12.2.10 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
懲戒処分辞令書案、処分事由説明書案、平成 10 年度懲戒処分状況	職員の職名、氏名その他特定の個人が識別され、又は識別され得る部分	個人情報	△

	<p>(※) 以下は、不服申立て後、変更決定により開示</p> <p>①身分のうち、職の種類に相当する部分（「校長」と「教頭」に限る。）開示</p> <p>②所属名のうち、学校の種別に相当する部分開示</p> <p>③懲戒処分の始期終期開示</p> <p>④懲戒処分の発令年月日開示</p>		
	<p>非違行為の事実等が記載されている部分</p> <p>(※) 以下は、不服申立て後、変更決定により開示</p> <p>①非違行為の発生日時のうち、年月日</p> <p>②非違行為の発生場所（特定の個人が識別され又は識別され得る部分を除く。）</p> <p>③非違行為の内容（特定の個人が識別され又は識別され得る部分及び開示することにより事務の目的が達成できなくなり、若しくは当該事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがある部分を除く。）</p> <p>④非違行為の発生原因（特定の個人が識別され又は識別され得る部分を除く。）</p>	<p>行政執行情報(県が行う事務の目的が達成できなくなり、又は当該事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため)</p>	<p>×</p>

**(審査会の結論の概要)**

- 1 平成10年度懲戒処分状況のうち、「職の種類」については、同じ職の種類に属する職員が特定の所属に偏ることなく多数存在しており、本件公文書中で既に公開されている情報並びに一般に公開されている職名の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報との組み合わせによって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であるとは認められない。
- 2 処分事由説明書案について、開示することにより被害児童生徒本人に被害者として識別される不安や動揺を与え、特に慎重になされるべき児童生徒に対する個別の指導の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められ、行政執行情報に該当する。

**【一部認容】**

**3 置賜広域病院組合売店の選定関係文書 (H12.12.4申立て)**

**【取下げ】**

(公文書不存在による却下処分に対する異議申立て。異議申立てをしていた法人(開示請求法人)が解散決議をしたことによる取下げ)

**4 岩石採取計画認可申請書 (H13.1.15申立て)**

**【全部認容】**

(諮問なしで変更決定)

**5 議会会派政務調査費(県政調査研究交付金)関係文書 (H13.7.17申立て)**

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
山形県議会の会派政務活動費に関する交付請求書、支出金調書、実績報告書(決算報告書)及び領収書	(不存在)	(保有していない)	×
<b>(審査会の結論の概要)</b> 実施機関(知事)の決定は妥当である。 <b>【棄却】</b>			

**6 議会海外出張旅費関係文書 (H13.7.17申立て)**

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
県議会議員及び随員職員の国外(海外)出張に関する旅費請求書、旅行命令簿、支出票、復命書の文書	(不存在)	(保有していない)	×
<b>(審査会の結論の概要)</b> 実施機関(知事)の決定は妥当である。 <b>【棄却】</b>			

7 県警総務課職員出張旅費関係文書 (H13. 7. 17 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
県警総務課職員の出張に関する旅行命令簿、旅費請求書並びに復命書及び添付書類	(不存在)	(保有していない)	×
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>実施機関(知事)の決定は妥当である。</p> <p><b>【棄却】</b></p>			

8 最上地方事務所農村整備課所管工事入札関係文書 (H13. 7. 17 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
予定価格調書	職員の印影	個人情報	×
	最低制限価格	行政執行情報(契約等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため)	×
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>1 実施機関の決定は妥当である。</p> <p>2 最低制限価格の開示することにより、入札制度の前提である適正な競争が損なわれる等、今後の入札事務の適正な執行に支障を生じるおそれがあると認めざるを得ないため、行政執行情報に該当する。</p> <p><b>【棄却】</b></p>			

9 新庄土地改良事務所所管工事入札関係文書 (H13. 7. 17 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
予定価格書	職員の印影	個人情報	×
	最低制限価格及び調査基準価格	行政執行情報(契約等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため)	×
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>1 実施機関の決定は妥当である。</p> <p>2 「最低制限価格」を開示することにより、入札制度の前提である適正な競争が損なわれる等、今後の入札事務の適正な執行に支障を生じるおそれがあると認めざるを得ないため、行政執行情報に該当する。</p> <p><b>【棄却】</b></p>			

10 職員の旅費返納及び遅延利息納入関係文書 (H14. 6. 10 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①調定収入票 (添付書類を含む)	ア 納入者が識別され、又は識別され得る部分 (住所、氏名、郵便番号、電話番号、旧所属名、旧職名、現職者の現所属名、現職者の退職者の現勤務先名、退職者の現職名及び給料の級・号給 イ 決裁欄等における職員の印影及び支出票受付印中担当者名 (但し、一定の権限を有する職員を除く)	個人情報	△
②納入通知書の写し			
③領収済通知書			
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>納入者 (現職者及び退職者) の旧所属名については、そのみで特定の個人を識別し、又は識別し得る情報とはいえ、さらに判決文及び判例文及び判決文の添付資料に、すでに明記されているので、不開示とする理由はない。</p> <p>【一部認容】</p>			

11 旅費執行状況調査報告作成関係文書 (H15. 4. 15 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
旅費執行状況調査検証委員会資料追加調査確認調査書	国民文化祭打合せのために職員が出張した相手先の氏名、所属団体及び役職名	個人情報	○
	合同新年会・役職員表彰者祝賀会出席者名簿のうち、地区社会福祉協議会会長等役職名の記載により法人その他の団体の代表者であることが明らかである者の氏名	個人情報	○
	歯科技工士試験の試験委員の氏名、住所等及び所属並びに配点	行政執行情報 (委員への個人的な働きかけや中立性の確保など、将来の試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれ、試験の目的である幅広い知識を有する優秀な医療技術者の確保に支障を及ぼすおそれ)	×
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>1 「出張した相手先の氏名、所属団体名及び役職名」は、公にされている国民文化祭基本構想に記載されていることから、慣行として公にされている情報に当たり開示すべきである。</p>			

- 2 当該祝賀会に出席した法人その他の団体の代表者氏名については、慣行として公にされている情報として開示すべきである。
- 3 歯科技工士試験の試験委員の氏名、住所等及び所属については、開示することにより試験委員への個別的な働きかけがなされたりすることにより中立性が妨げられたり、また、配点については、開示することにより配点の大きい試験科目が明らかになり、受験生が、配点の大きい項目に偏って理解しようとする中で、試験の目的である幅広い知識を有する優秀な医療技術者を確保する目的が達成されないおそれがあると考えられ、行政執行情報に該当する。

**【一部認容】**

(※) 対象公文書が多いため、審査会が開示すべきと判断したものと行政執行情報に係る箇所を記載。

**12 交通取締り時の対応に対する苦情申出に関する文書 (H15. 4. 23 申立て)**

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
公安委員会に対して申出があった苦情の調査内容などがわかるもの	苦情申出者の住所、職業、氏名、生年月日や苦情の具体的な内容を示す部分	個人情報 行政執行情報(苦情申出者の利害や社会的評価などに関する情報であり、これらの情報が開示されれば、苦情申出者との信頼関係が損なわれ、自己の具体的な行動や申出内容が明らかにされることを懸念して苦情の申出に消極的になるなどの弊害が予想され、将来の苦情申出の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ)	△  △

**(審査会の結論の概要)**

- 1 「苦情申出者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢及び姓の情報」は個人情報に該当する。
- 2 「苦情申出者が最高速度違反で警察官から取締りを受けた具体的な違反の状況に関する情報」及び「略式命令に関する情報」は、訴訟記録と照合することにより特定の個人と識別することができる情報であり、個人情報に該当する。
- 3 「調査結果に記載されている苦情の具体的な内容や経過を示す部分のうち、苦情申出者の主張する疑義や内容、苦情申出者や取締りにあつた警察官、公安委員会補佐室員の言動、取締り時の苦情申出者の様子、略式命令から苦情申出までの期間、苦情申出のあつた時期、事件の経過、苦情申出者が受けた行政処分の内容、苦情申出者が行った相談等に関する情報」は本件事案の当事者に特有の情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別可能な情報であることから、開示したとしても特定の個人が識別され得る情報とは認められない部分を除き、個人情報に該当する。
- 4 個人情報に該当すると判断される情報については、行政執行情報の該当性を論ずるまでもなく不開示とすべき情報であるが、その余の本件処分において不開示とされた情報は、これを開示し

たとしても特定の個人が識別され得る情報とは認められない部分であって、かつ、行政執行情報には該当しないので開示すべきである。

**【一部認容】**

(※) 審査会が開示すべきと判断したものと行政執行情報に係る箇所を記載。

(※) 12、13、14 は、まとめて審査している。

**13 交通取締り時等の対応に対する苦情申出に関する文書 (H15. 4. 23 申立て)**

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
公安委員会に対して申出があった苦情の調査内容などがわかるもの	苦情の具体的内容等を示す部分	個人情報	△
		行政執行情報(苦情申出者の利害や社会的評価などに関する情報であり、これらの情報が開示されれば、苦情申出者との信頼関係が損なわれ、自己の具体的な行動や申出内容が明らかにされることを懸念して苦情の申出に消極的になるなどの弊害が予想され、将来の苦情申出の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ)	△

**(審査会の結論の概要)**

- 「苦情申出者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢及び姓の情報」は個人情報に該当する。
- 「苦情申出者が最高速度違反で警察官から取締りを受けた具体的な違反の状況に関する情報」及び「略式命令に関する情報」は、訴訟記録と照合することにより特定の個人と識別することができる情報であり、個人情報に該当する。
- 「調査結果に記載されている苦情の具体的な内容や経過を示す部分のうち、苦情申出者の主張する疑義や内容、苦情申出者や取締りにあつた警察官、公安委員会補佐室員の言動、取締り時の苦情申出者の様子、略式命令から苦情申出までの期間、苦情申出のあつた時期、事件の経過、苦情申出者が受けた行政処分の内容、苦情申出者が行った相談等に関する情報」は本件事案の当事者に特有の情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別可能な情報であることから、開示したとしても特定の個人が識別され得る情報とは認められない部分を除き、個人情報に該当する。
- 個人情報に該当すると判断される情報については、行政執行情報の該当性を論ずるまでもなく不開示とすべき情報であるが、その余の本件処分において不開示とされた情報は、これを開示したとしても特定の個人が識別され得る情報とは認められない部分であって、かつ、行政執行情報には該当しないので開示すべきである。

**【一部認容】**

(※) 審査会が開示すべきと判断したものと行政執行情報に係る箇所を記載。

(※) 12、13、14 は、まとめて審査している。

14 交通取締り時等の対応に対する苦情申出に関する文書 (H15. 4. 23 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
公安委員会に対して申出があった苦情の調査内容などがわかるもの	苦情申出者の住所、氏名や苦情の具体的内容等を示す部分	個人情報 行政執行情報(苦情申出者の利害や社会的評価などに関する情報であり、これらの情報が開示されれば、苦情申出者との信頼関係が損なわれ、自己の具体的な行動や申出内容が明らかにされることを懸念して苦情の申出に消極的になるなどの弊害が予想され、将来の苦情申出の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ)	△  △

(審査会の結論の概要)

- 「苦情申出者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢及び姓の情報」は個人情報に該当する。
- 「苦情申出者が最高速度違反で警察官から取締りを受けた具体的な違反の状況に関する情報」及び「略式命令に関する情報」は、訴訟記録と照合することにより特定の個人と識別することができる情報であり、個人情報に該当する。
- 「調査結果に記載されている苦情の具体的な内容や経過を示す部分のうち、苦情申出者の主張する疑義や内容、苦情申出者や取締りにあつた警察官、公安委員会補佐室員の言動、取締り時の苦情申出者の様子、略式命令から苦情申出までの期間、苦情申出のあつた時期、事件の経過、苦情申出者が受けた行政処分の内容、苦情申出者が行った相談等に関する情報」は本件事案の当事者に特有の情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別可能な情報であることから、開示したとしても特定の個人が識別され得る情報とは認められない部分を除き、個人情報に該当する。
- 個人情報に該当すると判断される情報については、行政執行情報の該当性を論ずるまでもなく不開示とすべき情報であるが、その余の本件処分において不開示とされた情報は、これを開示したとしても特定の個人が識別され得る情報とは認められない部分であつて、かつ、行政執行情報には該当しないので開示すべきである。

【一部認容】

(※) 審査会が開示すべきと判断したものと行政執行情報に係る箇所を記載。

(※) 12、13、14は、まとめて審査している。

15 県公立学校教員選考試験問題等に係る開示請求却下 (H15. 7. 7 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
公立学校教員選考試験の小論文、作文、面接の配点、採点基準、評価シー	(開示請求権者に該当しない)		×

ト、高校看護の問題、解答、配点、採点基準			
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>実施機関の決定は妥当である。</p> <p>【棄却】</p> <p>(注) 現在の条例では、何人も公文書の開示を請求できるが、当時の条例は開示請求者の範囲を「(1) 県内に住所を有するもの、(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、(3) 県内に存する事務所又は事業所に勤務するもの、(4) 県内に存する学校に在学する者、(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し相当の利害関係を有すると認められるもの」に限定していたため。</p>			

16 職員の旅費返納及び遅延利息納入関係文書 (H17. 1. 14 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①調定収入票 (納入義務者欄)	納入義務者の郵便番号	個人情報	×
	納入義務者の住所	個人情報	△
	納入義務者の氏名	個人情報	×
②収入調定説明資料 (納入義務者欄)	納入義務者の郵便番号		
	納入義務者の住所	個人情報	△
	納入義務者の氏名	個人情報	
	納入義務者の電話番号		
	納入義務者の現職名		
③収入調定説明資料 (収入調定額欄)	納入義務者の氏名		
④支出票写し (請求欄)	職員の給与号級		×
	職員の氏名		
⑤支出票写し (領収欄)	職員の印影		
⑥支出票別紙集合支出内訳表写し (給与号給欄)	職員の給与号給		
⑦支出票別紙集合支出内訳表写し (氏名欄)	職員の氏名		
	職員の印影		
⑧建設技術講習会申込書写し	職員の氏名		
	職員の年齢		
⑨領収済通知書、収入票及び納入通知書兼領収証書控え (納入(返納)義務者欄)	納入義務者の郵便番号		
	納入義務者の住所	個人情報	△
	納入義務者の氏名	個人情報	×
⑩領収済通知書(納入(返納)義務者欄)	納入義務者の郵便番号		
	納入義務者の住所	個人情報	△

	納入義務者の氏名	個人情報	
⑪領収済通知書（領収済日付欄）	金融機関担当者名		×
<p><b>（審査会の結論の概要）</b></p> <p>「納入義務者又は納入者の住所」のうち、「市町村名」については、開示しても当該納入者が識別される情報であるとは認められず、開示すべきである。</p> <p><b>【一部認容】</b></p>			

#### 17 捜査報償費関係文書（H17.2.7申立て）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①現金出納簿	捜査活動報償費の交付を受けた職員の氏名	個人情報	×
	取扱者における捜査活動報償費の差引残高並びに支払合計額及び差引残高合計額	公共安全維持情報	×
	取扱者における職員への捜査活動報償費の交付年月日、交付を受けた職員の階級、氏名、交付事由、支払金額及び差引残高	公共安全維持情報	×
②報償費総括表	前月より繰越額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月生産した結果返納額又は追給額（△）及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（△）又は追給額	公共安全維持情報	×
③報償費支出伺	全部	個人情報	×
④支払精算書	全部	個人情報	×
⑤報償費交付書兼支払精算書	全部	個人情報	×
⑥支払精算報告書	全部	存否応答拒否の意図 （実際は存在しない）	—
⑦支払伝票	全部	個人情報	×
⑧立替払報告書	全部	存否応答拒否の意図 （実際は存在しない）	—
<p><b>（審査会の結論の概要）</b></p> <p>1 実施機関の決定は妥当である。</p> <p>2 本来は開示をする公文書の件名欄に「支払精算報告書」及び「立替払報告書」を記載しない形で通知が行われるべき。</p> <p><b>【棄却】</b></p>			

18 捜査報償費関係文書 (H17.2.7 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①現金出納簿	捜査活動報償費の交付を受けた職員の氏名	個人情報	×
	取扱者における捜査活動報償費の受入年月日、受入事由、収入金額及び差引残高並びに収入合計額、支払合計額及び差引残高合計額	公共安全維持情報	△
	取扱者における職員への捜査活動報償費の交付年月日、交付を受けた職員の階級、氏名、交付事由、支払金額及び差引残高		
②報償総括表	前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果返納額又は追給額及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額又は追給額	公共安全維持情報	△
③報償支出伺	全部	個人情報	×
④報償費交付書兼支払精算書	全部	公共安全維持情報	
⑤支払伝票	全部		
<p><b>(審査会の結論の概要)</b></p> <p>捜査活動に支障を及ぼす可能性は皆無ではないとしても、実施機関において再検証した結果、現時点では不開示情報には該当しないと判断されている以下の情報については、公共安全維持情報には該当しないというべきであり、開示すべきである。</p> <p>①現金出納簿（少年課及び交通指導課）のうち、個別の支に関する金額が判別される場合を除く以下に掲げる部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各月分の現金の受入に関する受入月日、科目・摘要及び収入金額</li> <li>・各月における受入金額又は支払金額の合計に関する科目・摘要及び金額</li> <li>・各月までの受入金額、支払金額の累計に関する科目・摘要、金額及び差引残高</li> <li>・以上に掲げる情報が明らかになった場合に、記載された金額を算出することが可能となる各頁の追次締高及び前業越高に関する科目・摘要、収入金額、支払金額及び差引残高</li> </ul> <p>②報償費総括表（少年課及び交通指導課の平成 15 年度の各月分に係るもの）のうち、個別の支払に関する金額が判別される場合を除く、前月より繰越額、本月受入額、本月支払額及び残額の各欄の金額</p> <p><b>【一部認容】</b></p>			

19 地方バス対策費に関する文書 (H17. 8. 17 申立て)

【却下】(不服申立て期間経過による却下)

20 県立病院の清掃業務委託に関する仕様書、積算書 (H18. 3. 9 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①「清掃業務仕様書」	清掃範囲を示す図面に記載された1級建築士の登録番号、氏名及び印影並びに建築事務所の担当者の氏名及び印影	個人情報	×
②「日本海病院清掃業務積算書」	各項目の単価、金額及び単価根拠	行政執行情報(今後同様に実施される当該病院の一般競争入札及び他の県立病院の一般競争入札の適正な実施に支障をおよぼすおそれ、将来の入札価格が高止まりすることにより一般競争入札の本来の目的が失われるおそれ)	×
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>1 実施機関の決定は妥当である。</p> <p>2 病院内部では、当該清掃委託事業と同様に人件費が大きな割合を占める委託事業が多く、その根拠となる単価の設定内容によっては、予定価格や契約額が大きく変動する可能性があり、病院経営に影響を及ぼす可能性は否定できない。だとすれば、人件費や物件費など、どのような項目にどのような積算単価を使用するかは病院経営に関わる重要な内部管理情報となる。さらに、一つの積算単価やその根拠が明らかになることは、他の多くの委託事業の積算を容易に推測させることとなり、企業会計で事業を行っている実施機関の経営に多大な影響を及ぼすことになる。これは、ひいては、県の財産上の利益、つまり県民全体の利益を損なうこととなるという実施機関側の主張にも理由があると認められ、行政執行情報に該当する。</p> <p>【棄却】</p>			

21 公正取引委員会からの調査依頼に伴う調査結果及び回答書 (H18. 4. 9 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に伴う調査について(依頼)」	土木部内各課、各総合支庁建設部、農林水産部農村計画課及び森林課並びに企業局への調査依頼文案中、対象工事及び対象年度に係る部分 各発注機関への調査依頼に係る補足事項中、調査対象に係る部分	国等関係情報(どのような視点から談合の事実を明らかにするのか、その調査内容や手法を事件の被疑関係者が知り得ることになってしまうと、公正取引委員会の事務・事業の執行や意思形成への支障が生	×

	調査対象となる工事の一覧 各発注機関から報告された調査内容 報告書作成上の留意事項	じるおそれがあり、開示される利益よりも開示されることにより損なわれる利益が上回ると考えられる)	
②「公正委員会事務総局からの報告依頼に対する回答について」	報告書の記書き記載の事項		
<p><b>(審査会の結論の概要)</b></p> <p>実施機関が一部開示決定を行った時点における判断は不相当とまでは言い切れないが、異議申立てがなされた時点では公正取引委員会の審査は終了していたとも考えられることから、異議申立てを受けてから本件処分を変更し、全部開示したとしても、将来的に県と公正取引委員会との適正な協力関係又は信頼が損なわれるおそれがあるとは言い切れない。現時点においては開示すべきである。</p> <p><b>【棄却】</b></p>			

22 開拓財産の売払い等に関する文書 (H18.6.27 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①開拓財産売払通知書	文書番号及び年月日 買受申込書の年月日 売払価格	個人情報	×
②売買契約書	請求対象土地以外の土地の地番、地目、面積 請求対象土地以外の売買契約に係る土地の台帳面積、実測面積、地上物件の内訳、契約代金 代理人の住所、所属、職名、氏名及び印影 代金支払の場所 請求対象土地以外の登記番号、順位番号	個人情報	△
<p><b>(審査会の結論の概要)</b></p> <p>売買契約書の売渡人(乙)欄の住所の市町村名、「代理人」と記載された部分及び代理人が所属する会社の種別は、開示しても特定の個人が識別され得る情報とは認められないことから開示すべきである。</p> <p><b>【一部認容】</b></p>			

23 中小河川改良工事に係る丈量図等 (H18. 11. 2 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①土地の所在を含む丈量図	特定の個人が所有する土地の地目及び氏名	個人情報	△
	面積計算表など表形式で示された欄内の「地目」のうち「現況(種別)」、「地積」、「所有者及びその他権利者」 「土地境界確認証明」欄に記載された「氏名」及び「印影」 丈量図を作成した受託会社の「実測者氏名」		
②土地の所在地権者と県担当者との用地交渉日誌	全て		
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>丈量図のうち、「開示請求時点において登記が完了している土地及び買収が完了している土地に関する現況地目、地積、所有者氏名」、「開示請求時点で買収が終了していない土地及び買収対象用地と隣接した買収対象区域外の土地については、不動産登記簿の内容と一致する所有者名」、「土地境界確認証明欄のうち、開示請求時点において登記が完了している土地及び買収が完了している土地の権利者名(代理で押印した者の氏名を除く)」は、既に公にされている情報又は公にすることが予定されている情報に該当するので開示すべき。</p> <p>【一部認容】</p>			

24 公金管理の取扱実態実地調査等に係る文書(知事部局)(H20. 2. 26 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①公金管理の取扱実態に関する実地調査にかかる文書(調査班による調査調査票)	(整理番号290)山形県職員録の写し(平成13年から平成16年発行分)	個人情報	○
②山形県事務処理適正化委員会にかかる文書(抛出状況)	振込通知の氏名、住所(市町村名)、抛出金額、振込店及び出納済印	個人情報	○
	現職抛出名簿	個人情報	○
③調査票	適正化委員会通帳の氏名	個人情報	○
	通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所	行政執行情報(情報が悪用され盗難等のおそれが生じるなど、県の公金の適正な管理に支障をおよぼすおそ	×
④状況把握調査票、調査票及び調査票添付資料	口座番号		

の通帳の写し等		れ)	
⑤調査票添付資料の通帳の写し等	口座届出印の印影		
<b>(審査会の結論の概要)</b>			
<p>1 ①の(整理番号290)山形県職員録の写し(平成13年から平成16年発行分)は、県立図書館において閲覧可能など、公に該当する情報と認められるため全部開示すべきである。</p> <p>2 ②の振込通知書の氏名、住所(市町村名)、拠出金額、振込店及び出納済印(要請に応じて拠出した現職職員の情報に限る。)は、実施機関が公表している資料などから不開示とする必要性を認めにくく、開示すべきである。</p> <p>3 ②の現職拠出名簿(要請に応じて拠出した現職職員の情報に限る。)は、これらの情報が開示されても本人の権利利益を不当に損なうものではないので全部開示すべき。</p> <p>4 ②の適正化委員会通帳の氏名(要請に応じて拠出した現職職員の情報に限る。)は、実施機関が既に公表している資料などから開示すべきである。</p> <p>5 ③の通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所の情報は、開示され、情報が悪用されれば盗難等の危険性が高まるおそれがあることから、公金の適正管理に支障を及ぼすおそれがあると認められ、<b>行政執行情報に該当する。</b></p> <p>6 ④、⑤の口座番号及び口座届け出印の印影の情報は、県事務の内部管理に属する情報であって、開示することにより公金の適正管理に支障を及ぼすおそれがあると認められ、<b>行政執行情報に該当する。</b></p>			
<b>【一部認容】</b>			

(※) 対象公文書が多いため、審査会が開示を求める等重要な部分のみ記載。

## 25 公金管理の取扱実態実地調査等に係る文書(教育委員会)(H20.2.26申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①山形県教育委員会事務処理適正化委員会にかかる会議提出資料中、第2回委員会資料	拠出金振込先口座番号	行政執行情報(当口座が県へ返還するための拠出金を適正化委員会内部で管理するためのものであって、開示することにより無関係の第三者から当口座への入金が可能になるなど県の公金の適正な管理に支障を及ぼすおそれがある)	×
②拠出要請文書	拠出金振込先口座番号		
③拠出要請先一覧	退職校長の住所	個人情報	×
④拠出金納入に関する文書中、適正化委員会事務費領収書等	納入業者取扱者名		×

⑤ 拠出金納入に関する文書中、返還金拠出管理簿（事務職員・知事部局）	所属・役職・氏名		○
⑥ 拠出金納入に関する文書中、返還金拠出管理簿（事務職員・教員）	所属・役職・氏名		○
⑦ 拠出金納入に関する文書中、返還金拠出管理簿（学校長）	学校名、氏名、電話番号		○
⑦ 拠出金納入に関する文書中、返還金拠出管理簿（退職校長）	学校名、氏名		×
<p><b>（審査会の結論の概要）</b></p> <p>1 ⑤返還金拠出管理簿（事務職員・知事部局）に記載された拠出者の所属、役職及び氏名、⑥返還金拠出管理簿（事務職員・教員）に記載された所属、役職及び氏名、⑦返還金拠出管理簿（学校長）に記載された学校名及び電話番号は、実施機関により本件公文書で公開されている。また、実施機関がインターネットで公表している資料等で現職職員の拠出率は100%であることが公にされているので、不開示とする必要性を認めにくい。開示されても本人の権利利益を不当に損なうものとは認められない。</p> <p>2 ⑧返還金拠出管理簿（退職校長）に記載された退職校長の退職時の学校名及び氏名の情報は、個人情報に該当する。</p> <p>3 口座番号は開示されることにより当該委員会の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該委員会の正当な権利を害するおそれがあり、行政執行情報に該当する。</p> <p><b>【一部認容】</b></p>			

26 最上小国川ダムの平成20年度概算要求ヒアリング資料（H20.6.2申立て）

開示請求対象公文書(※)	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①様式	市民団体等の動向に関する記述部分 用地補償に関する記述部分	意思形成過程情報（組合や地権者の関係者一人ひとりの意思確認をしていないものであり、そのような情報を開示することにより、あたかも関係者一人ひとりの意思を確認したかのような誤解や憶測から、組合や地権者等の関係者を混乱や疑心暗鬼に陥らせるおそれ）	○

	環境に関する記述部分	行政執行情報(希少野生動物種等に指定されている生息地に関する情報で、開示することにより、悪意のある者にその場所が特定され、当該動植物の保護に支障を及ぼすおそれ)	○
②環境情報調査票	希少野生動物種の生息箇所に関する記述部分	行政執行情報(希少野生動物種等に指定されている生息地に関する情報で、開示することにより、悪意のある者にその場所が特定され、当該動植物の保護に支障を及ぼすおそれ)	○
③概算要求ヒアリング資料 治水の必要性	個人に関する記述部分	個人情報	×
	床上浸水、床下浸水に関する記述部分	法人等情報	△
④概算要求ヒアリング資料 小国川漁業協同組合	個人に関する記述部分	個人情報	△
	組合員数の推移、経営方針、収支決算に関する記述部分	法人等情報	×
	漁業補償の考え方に関する記述部分	行政執行情報(組合に対し漁業補償の考え方について説明していない段階で、これらの情報を開示することになれば、補償交渉の相手である組合に対し不当に混乱を生じさせ、ひいては今後の漁業補償交渉事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ)	×
⑤概算要求ヒアリング資料 地元の知事要望	個人に関する部分	個人情報	○
<b>(審査会の結論の概要)</b>			
<p>1 ①の意思形成過程に関する部分は、客観的に事実として明らかになっている情報を記載したもので、開示することにより県の意思形成に何ら不当な混乱が及ぶおそれがあるとはいえず、これらの情報が公にされたとしても県民その他のものに不当に混乱を生じさせるとは認められないことから、開示すべきと考えられる。</p> <p>2 ①と②の行政執行情報については、貴重種が、工事対象区域及びその周辺地域のどこで確認で</p>			

きたかについては、既にホームページで明らかにされていたと考えられるものも見受けられ、これを開示することにより、貴重種の保護に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足る実施機関からの説明も得られなかったことから、**全て開示すべきであると考えられる。**

- 3 ③の法人等情報について、洪水被害のあった地域を示す住宅地図は、特定の法人と被害の有無が結びつかない程度に開示されるべきであり、洪水の有無が分からないように処理を施した後の建物の形状は開示すべきである。
- 4 ④の個人情報について、組合長はこれまで様々な場面でダム建設に対する立場を明言しており、その賛否は既に公になっていると考えられることから、その「個人情報」を理由として不開示とする実施機関の判断は妥当ではないことから、組合役員名が記載された表の欄外上に記載された凡例の部分は開示すべきである。
- 5 ④の行政執行情報について、これから公共事業を実施しようというときに、具体的な補償額はもとより、補償交渉の進め方などの情報が事前に公になると、補償額自体が独り歩きし、あるいは過去又は他の補償額との比較ができることにより補償額に対する不満が生じ、補償交渉が難航するなど、事業の推進が困難になることが推測される。よって、開示することにより事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、**行政執行情報に該当すると考えられる。**
- 6 ⑤の個人情報について、知事にダム建設を要望している様子を写した写真にある個人の顔や面会者の氏名は、特定の個人が識別される情報であるが、面会の場は報道機関に公開されており、不開示とされた部分については一般に公にされている情報であると考えられることから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められ、開示すべきである。

**【一部認容】**

(※) 対象公文書が多いため、審査会が開示すべきと判断したもの、意思形成過程情報、行政執行情報に関する箇所のみ記載。

27 農業共済組合の調査関係書類 (H20. 12. 5 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
農業共済に係る調査結果	調査の返答関係書類に記載された情報	法人等情報(組合と組合員の信頼関係が損なわれ、円滑な共済業務の運営に支障をきたすおそれ)	○
<b>(審査会の結論の概要)</b>			
「農業共済における調査結果」は、不開示部分が開示されても、組合員の個別の回答内容が明らかになるものではなく、組合員との信頼関係が損なわれるとは考えがたいため開示すべきである。			
<b>【認容】</b>			

28 置賜農業共済組合の調査関係書類 (H22. 6. 24 申立て)

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①農業共済組合における不正取引に係る農家確認訪問状況	組合員氏名、組合員番号、農家リスト番号、聴取職員氏名、訪問職員氏名及び訪問時の状	個人情報	×

	況		
②農業共済組合の不正引 受け確認一覧表	組合員氏名、組合員番号、農 家リスト番号、聴取職員氏名 及び疑義案件欄で個人が特定 される情報		
③果樹共済疑義案件リス ト（2007/10/1） （追加請求）	組合員氏名、組合員番号、聴 取職員氏名、訪問者氏名及び 備考欄で個人が特定される情 報		
④果樹共済疑義案件リス ト（2007/11/2） （追加請求）	組合員氏名、組合員番号、聴 取職員氏名、訪問者氏名及び 備考欄で個人が特定される情 報		
<p>（審査会の結論の概要） 実施機関の判断どおり。 【棄却】</p>			

29 会計経理に関する調査関係資料（H23.3.4申立て）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①預け金及び差替えに該 当する支出に係る支出 票、支出何兼支出票、 支出負担行為決議書及	警察職員の氏名及び印影	個人情報	×
	担当者及び証明者の職名、氏 名及び印影		
	債権者及び債主に関する記載	法人等情報	×

<p>び支出決定決議書</p>	<p>欄</p>	<p>行政執行情報(会計経理に関する自主調査は、「業者名を公表しない」「業者に対して迷惑をかけない」ということを条件として、業者から帳簿等の提出の協力をいただき、実施したもので、開示することにより、業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ)</p>	<p>×</p>
<p>②預け金及び差替えに該当する支出に係る支出票、支出何兼支出票、支出負担行為決議書及び支出決定決議書の添付書類</p>	<p>全部</p>	<p>個人情報 法人等情報 行政執行情報(会計経理に関する自主調査は、「業者名を公表しない」「業者に対して迷惑をかけない」ということを条件として、業者から帳簿等の提出の協力をいただき、実施したもので、開示することにより、業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ)</p>	<p>× × ×</p>

③預け金及び差替えに該当する支出に係る支出票及び支出伺兼支出票の添付書類	業者の住所、名称、代表者の氏名、印影及び金融機関口座	法人等情報	×
		行政執行情報(会計経理に関する自主調査は、「業者名を公表しない」「業者に対して迷惑をかけない」ということを条件として、業者から帳簿等の提出の協力をいただき、実施したもので、開示することにより、業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ)	×
④預け金及び差替えにより取得した備品に係る物品登録調書及び物品登録内容変更調書	警察職員の氏名及び印影	個人情報	×
	取得先である業者名	法人等情報	×
		行政執行情報(会計経理に関する自主調査は、「業者名を公表しない」「業者に対して迷惑をかけない」ということを条件として、業者から帳簿等の提出の協力をいただき、実施したもので、開示することにより、業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ)	×
⑤会計経理に関する自主調査に伴う返還金について	警察職員の氏名及び印影	個人情報	×
	警察電話の内線番号	行政執行情報(不特定多数の者に内線番号を知らしめることとなり、特定の意	×

		<p>図を持った者から警察業務の業務妨害の目的として嫌がらせの架電を受けるなど業務の停滞に繋がり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応が遅れることによって、警察業務に支障を及ぼすおそれ)</p>	
⑥管理職員に対して負担を求めた通知文の控え	警察電話の内線番号	<p>行政執行情報(不特定多数の者に内線番号を知らしめることとなり、特定の意図を持った者から警察業務の業務妨害の目的として嫌がらせの架電を受けるなど業務の停滞に繋がり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応が遅れることによって、警察業務に支障を及ぼすおそれ)</p>	×
⑦不突合整理表(業者別・所属別)	業者名	<p>法人等情報</p> <p>行政執行情報(会計経理に関する自主調査は、「業者名を公表しない」「業者に対して迷惑をかけない」ということを条件として、業者から帳簿等の提出の協力をいただき、実施したもので、開示することにより、業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ)</p>	×
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>1 実施機関の判断どおり。</p>			

- 2 実施機関が行政執行情報に該当すると主張した業者情報（法人等情報にも該当する箇所）については、法人等情報に該当するものであり、行政執行情報の該当性を論ずるまでもなく不開示とすべき情報である。
- 3 警察業務は被疑者等からの反発や反感を招くおそれが高い業務であり、一般行政事務とは異なる警察業務の特異性に鑑み、警察電話の内線番号を公にすることによって、警察業務のかく乱を目的とする架電などにより、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは否定できない。

【棄却】

30 脳死患者からの臓器提供関係資料（H23. 4. 30 申立て）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	審査会結論
①「臓器提供に関する対策会議」の記録	患者の診療情報	個人情報	×
	患者家族に関する情報		
	外部団体職員の指名		
	外部団体の名称及び職員の氏名		
	病院施設内部の情報	行政執行情報（臓器移植チームの院内での経路、足取りが明らかとなり、その経路上に一般の県民の方が見学に来るなどにより、現場に混乱を生じ、院内での平穏な診療活動が阻害されるおそれがあり、病院の診療活動に支障を及ぼすおそれが具体的に存在することから、将来の同種の事例における円滑な臓器提供事務に支障を及ぼすおそれ）	×
②「臓器提供に関する対策本部会議」の記録	患者の診療情報	個人情報	×
	患者家族に関する情報		
	外部団体職員の指名		
	外部団体の名称及び職員の氏名		
	外部団体の行為に関する情報	行政執行情報（日本臓器ネットワークの行為等を安易に公開すれば、将来、同種の事例において、日本臓器ネットワークが、自らの情報が公開されるこ	×

		とを懸念し、病院への助言や情報提供を制限する可能性が高くなり、将来の実施機関における円滑な臓器提供事務の実施に支障を及ぼすおそれ)	
③脳死判定経過報告	患者の診療情報 患者家族に関する情報 外部団体職員の氏名及び肩書き	個人情報	×
	外部団体の名称、行為及び判定に関する事	行政執行情報(脳波診断の際に助言いただいた医師が所属する団体名、医師が行った行為や判断を開示することによりその判断結果を指弾されるなどの不利益を相手方に及ぼすおそれがあるなど、相手方との信頼関係が損なわれ、将来の実施機関における円滑な臓器提供事務の実施に支障を及ぼすおそれ)	×
⑤脳死判定結果及び関連資料	全て	個人情報	×
<p>(審査会の結論の概要)</p> <p>1 実施機関の判断どおり。</p> <p>2 病院施設内部の情報は、摘出された臓器の搬送時に経路上に関係者以外の者がいることで生じる無用のトラブルを防ぎ、また、病院の平常業務を円滑に進めるなどのために実施機関が対応を講ずることは、県民の生命を預かる実施機関の責務であると考えられることから、<b>行政執行情報に該当すると認められる。</b></p> <p>3 外部団体の行為に関する情報について、日本臓器移植ネットワークと実施機関との信頼関係が損なわれたとしても、今後の臓器提供業務において日本臓器移植ネットワークが実施機関への助言や情報提供を制限する可能性があるとは認められない。</p> <p>しかし、本臓器提供事例が県内初の脳死下での臓器提供事例であり、現時点において県民にとって臓器移植が一般の医療として認知されている段階にあるとまでは認められない現下の状況では、実施機関が主張するように、混乱した現場の状況下で実施機関が伝聞情報として記載したものであって真正な情報とは担保されていない情報が開示されることにより、一部の記載内容が過大に又はわい曲されて取り上げられることは否定できないところである。</p> <p>本件公文書が、開示されることにより、日本臓器移植ネットワークの信用が害され、患者家族と日本臓器移植ネットワーク及び実施機関との三者の信頼関係が損なわれることは否定できな</p>			

い。臓器の移植医療は三者間の正当な信頼関係の下で臓器移植法に則り適正に行われるべきであるため、当該情報が開示されることで今後の臓器提供業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、**行政執行情報に該当すると認められる。**

4 外部団体の行為に関する情報のうち、その他の外部団体と実施機関とのやりとりについて、本臓器提供事例が県内初の脳死下での臓器提供事例であり、現時点においては、県民にとって臓器移植が一般の医療として認知されている段階にあるとまでは認められない状況であり、同一の事実に対する患者の受け止め方も多様であると考えられるところ、実際に患者家族と接する実施機関の判断を妥当でないとははいえないことから、当該情報が開示されることにより、今後、患者家族が臓器提供の意思決定に影響を及ぼすことも否定できず、このことにより臓器移植法に則り適正に行われるべき今後の臓器提供業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められ、行政執行情報に該当する。

5 外部団体の名称、行為及び判断に関することについては、開示をすることにより、実施機関との信頼関係が損なわれるとする実施機関の主張は妥当であると認められ、今後の臓器提供業務に支障が生じるおそれがあることは否定できないものであることから、**行政執行情報に該当する。**

**【棄却】**

31 最上小国川の治水対策に係る比較資料 (H26. 1. 31 申立て)

**【取下げ】**

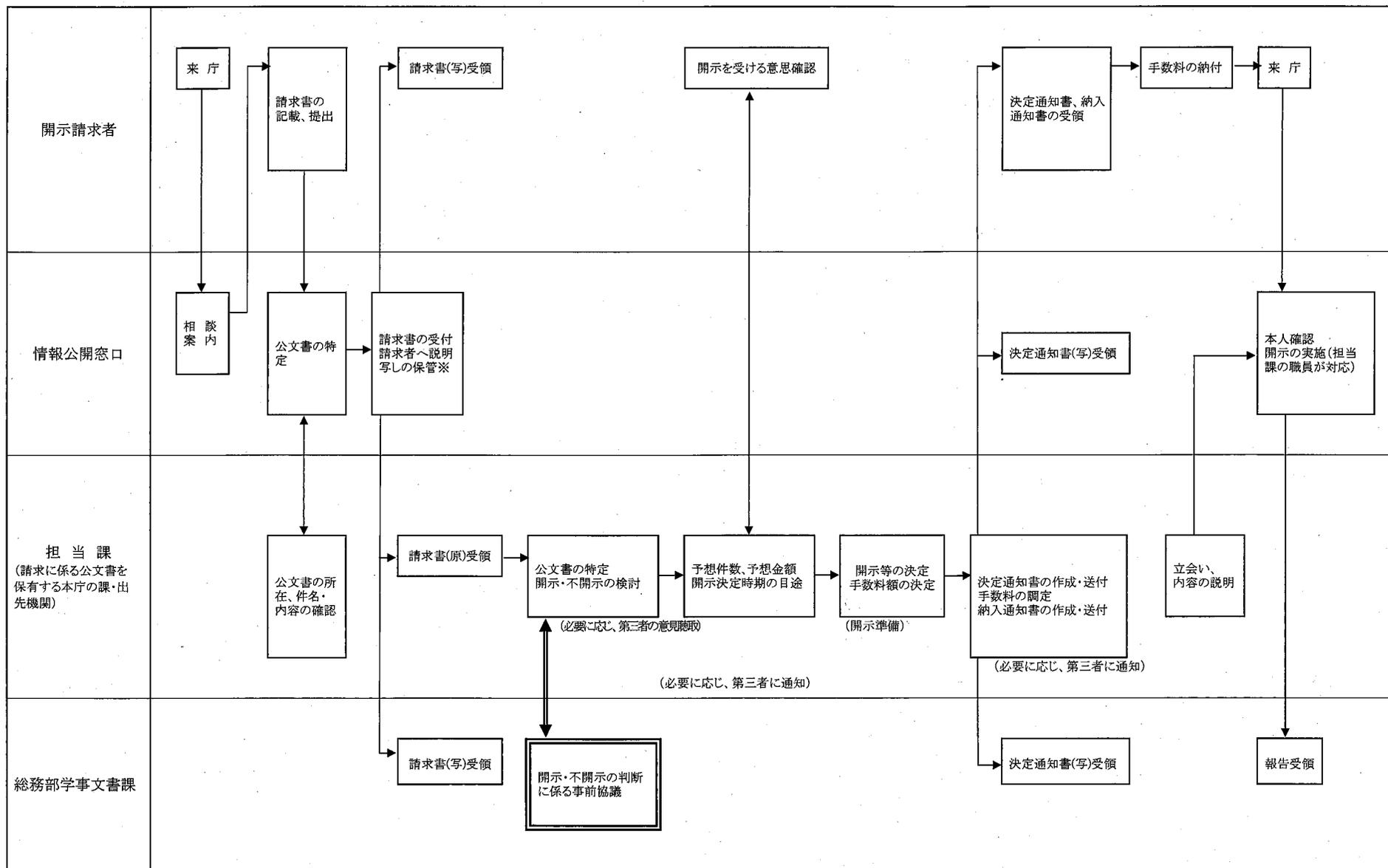
(資料を任意提供したことにより取下げ)

32 最上総合支庁建設部建設総務課所管工事実施設計書 (H27. 1. 8 申立て)

**【取下げ】**

(開示された書類が公文書開示請求書に記載されたとおりの内容で開示されなかったこと等による異議申立て。その後、取下げ)

# 公文書開示事務のフローチャート



※開示請求を受け付けたときは、直ちに担当課及び総務部学事文書課にその旨及び請求内容の概要について連絡すること。